

「トルコ共和国職業独立会計士，職業独立会計士・金融コンサルタント
および職業宣誓金融コンサルタントに関する法律」（翻訳）

The Law of Independent Accountancy, Independent Accountant Financial Advisorship
and Sworn in Financial Advisorship, Republic of Turkey (translation)

鎌 田 信 夫^{*}，トングチュ・ビネル^{**}

Nobuo KAMATA and Tonguc BINER

翻訳の目的

トルコ政府は1923年のトルコ共和国成立以来，職業会計士に関する法律を制定するための努力を重ねてきたが，1989年になるまでこれらの法案は現実のものとはなかった。1989年以前にも，職業会計士の協会や組合が設立されていたが，これらの協会や組合は法的に位置づけられていなかった。1989年に「職業独立会計士，職業独立会計士・金融コンサルタントおよび職業宣誓金融コンサルタントに関する法律No.3568」が公布されて，ようやく会計・監査という業務が職業として，法律上認められた。この法律によって，職業会計士・監査人の業務と責任の範囲が決定され，職業会計士・監査人は，会社や公的機関から独立して存在することが認められることになった。この会計士法の目的は，会計士・監査人を知的職業人として認め，職業上の資格と範囲を定め，その上で，その協会や組合の基礎を確実にすることにあった。また，職業会計士・監査人は，企業が作成する財務諸表に対して信頼性を与えるという役割が認められた。

トルコと日本の経済的関係が，トルコ首相エルドアン¹の来日を期に，一層強まろうとしているとき，トルコの会計事情を知ることは，極めて重要である。そこで本稿では，「職業独立会計士，職業独立会計士・金融コンサルタントおよび職業宣誓金融コンサルタントに関する法律No.3568」をトルコ語原文から要約して，これをトルコ会計に関心をもつ人々の利用に供することにした。

^{*}経営学科－会計学

Department of Management - Accounting

^{**}中部大学大学院経営情報学研究科博士前期課程

Student of Master Program, Graduate School of Business Administration and Information Science

職業独立会計士, 職業独立会計士・金融コンサルタントおよび 職業宣誓金融コンサルタントに関する法律 (翻訳)

法律番号	3568	法律設定日	1989年6月1日
官報番号	20194	官報発行日	1989年6月13日

第一部 一般規定

第1条

(目的)

この法律の目的は、企業における活動と関連する取引の健全性および信頼性を確保すること、企業の経営成績の評価および企業の監査を関連する法律に基づいて実施すること、またその結果を利害関係者および政府機関に対して忠実に報告するための、職業会計士における規則を制定することである。この法律は、独立会計士、独立会計士・金融コンサルタントおよび宣誓金融コンサルタントという職業とサービス分野の組織構成を設定する。同時に、独立会計士・金融コンサルタント協会、宣誓金融コンサルタント協会および「独立会計士・金融コンサルタントおよび宣誓金融コンサルタント協会連合」(会計士協会連合、協会連合)の設立、組織構成、活動における規則を制定する。

この法律では、職業会計士の業務を行う3種類の会計士が設定されている。すなわち、独立会計士、独立会計士・金融コンサルタントおよび宣誓金融コンサルタントである。

第2条

(業務の内容)

A. 職業会計士および職業金融コンサルタントの業務内容

自然人および法人実体である企業の

- a) 一般に認められた会計原則および関連する規則に従って、財務諸表とその他の関連する書類を作成すること。
- b) 会計システムを設定すること、あるいは会計システムを改良すること。経営・会計・ファイナンスに関する法律および関連する分野で、企業実務に必要な活動を行うこと。あるいは、上記の分野においてコンサルタントとして役立つこと。
- c) 上記のa)とb)に関する監査・分析を行うこと。財務諸表および財務報告書に関する意見を発表し、レポートを作成すること。専門家として調査報告書を作成す

ること。

独立会計士・金融コンサルタントは、上記の a), b) および c) を行う。独立会計士・金融コンサルタントは、職業会計士としては一般の企業に所属できず、会計事務所ですべて上記の業務を行う。

B. 職業宣誓金融コンサルタントの内容

- a) 宣誓金融コンサルタントは上記 A. の b) と c) を行う。その他、本法の第12条に基づいて作成する規則に従って財務諸表を承認する責任を負う。
- b) 宣誓金融コンサルタントは財務諸表を作成すること (A. の a)) は禁止されている。また、会計事務所を単独あるいはパートナーとして設立することはできない。

第3条

(非公認の職業会計士)

この法律において職業独立会計士、職業独立会計士・金融コンサルタントおよび職業宣誓金融コンサルタントとして活動することが認められていない者は、上記の職業会計士の業務を行うことはできない。上記の3種類の名称、あるいはそれに類似する名称を使って活動することは法律で禁止されている。

職業会計士の協会および協会連合は、非公認会計士である人物に関し検察庁に連絡しなければならない。検察庁がその人物を取り調べた後、その結果を協会および協会連合に連絡する。

第4条

(職業会計士になるための条件)

職業会計士になるためには、次の条件を満たさなければならない。

- 1) トルコ共和国の国籍を有すること (外国人の会計士の場合、別個の規則がある)。
- 2) 市民権をはくだつされていないこと。
- 3) 公民権を有すること。
- 4) 過去5年間、刑罰を受けていないこと (軽度の違反を除く)。不面目な違反で刑罰を受けていないこと (例 着服、横領、贈収賄、窃盗、詐欺、信用違反、不正直な破産、密航、陰謀、犯罪、脱税など)。
- 5) 政府関係機関で働くことが認められない類の処罰を受けていないこと。
- 6) 職業会計士・監査人の名誉と尊厳に反する状態でないこと。

第5条

(独立会計士・金融コンサルタントになるための条件)

A. 独立会計士・金融コンサルタントになるための条件は次のとおりである。

- a) 大学の経済学部, 経営学部, 法学部あるいは関連する学部を卒業していること。
もし, これらの学部と関連のないその他の学部を卒業した場合, 大学院の関連する分野で修士号を取得すること。
- b) 独立会計士・金融コンサルタントあるいは宣誓金融コンサルタントの下で, 2年間の実務研修を完了すること。
- c) 実務研修期間終了後, 会計士協会連合が行う実務研修評価試験に合格すること。
ただし,

①公営銀行を監査する国家公務員, あるいは税法による租税監査を行う権利を有する国家公務員として8年間勤務した場合と,

②大学で関連する分野の講師として8年間勤務した場合は, 試験を免除される。

- d) 試験に合格した後, 独立会計士・金融コンサルタントの免許を受け取ること。

B. 独立会計士になるための条件は次のとおりである。

関連する分野で短期大学を卒業した者, あるいは商業・金融に関する商業高校を卒業した者は, 実務研修を完了した後, 無試験で「独立会計士」になることができる。実務研修の期間は, 短期大学を卒業した場合は4年間, 商業高校を卒業した場合は6年間である。独立会計士は第2条のA. a)の業務だけを行う(財務諸表の作成)。A. b)とA. c)の業務を行うことは禁止されている。

第6条

(実務研修期間)

実務研修は「独立会計士・金融コンサルタント」あるいは「宣誓金融コンサルタント」の下で行う。以下の業務経験は実務研修期間として扱われる。

- a) 関連する法律によって税務監査を行う権利を得た後に, 国家公務員として勤務した年数
- b) 公営企業あるいは財務諸表を作成する私立企業の経理部で, 決算書の社内承認あるいは社内監査における責任者として勤務した年数
- c) 関連する分野で大学の講師として勤務した年数

第7条

(独立会計士・金融コンサルタントにおける試験)

会計士協会連合は筆記試験を実施する。

試験委員会は7名で構成される。2名は財務省から派遣される。他の5名は, ①高等教育審議会(YOK)が候補者を5名選出し, その5名の中から財務大臣が3名を選出する, ②会計士協会連合が候補者を4名選出し, その4名の中から財務大臣が2名を選

出する。これらを合計した7名が試験委員会の委員となる。

委員は、関連する分野で大学の学部あるいは大学院を卒業していなければならない。また、会計に関する15年間の業務経験、あるいは大学の講師として15年間の経験が必要である。

第8条

(外国人の公認会計士の場合)

外国人の公認会計士がトルコ国内で業務を行うための手続きは、次のとおりである。財務省は、その人物に関するレポートを首相に提出する。首相が承認すれば、業務に就くことができる。外国人の公認会計士がトルコ国内で業務を行う時には、「独立会計士・金融コンサルタント」の資格を有する者として業務を行う。

第9条

(宣誓金融コンサルタントになるための条件)

宣誓金融コンサルタントになるための条件は次のとおりである。

- a) 独立会計士・金融コンサルタントとして最低10年間の経験を有すること。
- b) 宣誓金融コンサルタントの試験に合格すること。
- c) 試験に合格した後、宣誓金融コンサルタントの免許を受け取ること。

関連する法律によって税務監査を行う権利を有する場合、その権利を得た後に国家公務員として勤務した年数は、「独立会計士・金融コンサルタント」として業務を行った年数として扱われる。また、関連する分野で大学の講師として勤務した場合も、「独立会計士・金融コンサルタント」として働いた年数として扱われる。

関連する法律によって税務監査を行う権利を有する場合、無試験で宣誓金融コンサルタントになることができる。また、大学教授 (professor) の肩書きを有する場合も、無試験で宣誓金融コンサルタントになることができる。

第10条

(宣誓金融コンサルタントにおける試験)

宣誓金融コンサルタントになるための試験は、本法の第7条で述べられた委員会によって行われる。

第11条

(宣誓)

宣誓金融コンサルタントは、業務に就く前に商業裁判所で次のように宣誓し署名する。「職業宣誓金融コンサルタントは、公益のための公的な職業であると認識します。

したがって、職業宣誓金融コンサルタントとして、トルコ憲法・職業における法律・職業の倫理を守り、また業務を行うに際しては正直かつ中立的であることを、尊厳と名誉にかけて宣誓します。」

第12条

（承認権利および承認権利に関する責任）

宣誓金融コンサルタントは、自然人および法人実体の企業の財務諸表が会計原則と会計基準どおりであることを監査する。宣誓金融コンサルタントは、企業の財務諸表、外貨による取引と輸出入に関する書類、企業の投資の金額および投資の種類に関する書類を、財務省から公表された規則に従って監査し、承認する。

宣誓金融コンサルタントによる財務諸表の承認は、関連する政府機関の国家公務員による監査と同じ意味である。ただし、政府機関が必要性を認めた場合は、宣誓金融コンサルタントによって承認された書類を再度監査することができる。

したがって、宣誓金融コンサルタントは承認した書類に対して責任を持つ。もし誤って承認した場合、財務諸表の提出者である企業とともに脱税した金額を支払う責任を持つ。宣誓金融コンサルタントは書類を承認した場合、その理由と説明を別個のレポートで示さなければならない。

上記の責任に加え、宣誓金融コンサルタントは税法および関連するその他の法律で定められた責任を守らなければならない。

第13条

（職業会計士に禁止されている業務方法）

職業会計士は、法律で会計士職に就くことが禁じられている人物とともに、業務を行うことは禁止されている。そのような人物とともに会計事務所を設立することはできない。また、そのような人物を会計事務所で雇用することもできない。

第二部 独立会計士・金融コンサルタント協会および 宣誓金融コンサルタント協会

第14条

（協会の業務内容）

「独立会計士・金融コンサルタント協会」および「宣誓金融コンサルタント協会」は別々に設立する。各協会は、本法の中で規定されているすべての条項を満たすと同時に、①会計士のニーズを満足させる、②業務遂行の迅速化と職業の公益を考慮しながら発展させる、③職業会計士相互のあるいは企業と会計士相互の信頼性を確保する。

協会は、職業倫理を確保するための公的な法人実体である。

本法において協会とは、別々に設立されている「独立会計士・金融コンサルタント協会」および「宣誓金融コンサルタント協会」の意味である。

協会は、上記の目的以外の目的を持つことはできない。

第15条

(協会の設立)

トルコでは、同一都市に25名以上の会計士が業務に携わっている場合、協会を設立しなければならない。協会名はその立地する都市名とする。しかし、会計士が25名未満で協会設立が不可能な場合、それらの者は最も近い都市の協会に所属する。この場合は、財務省に特別に報告しなければならない。

協会は、設立された時点でその情報を協会連合に報告し、協会連合はそれを財務省に報告する。これにより法律上の設立は完了する。

協会の会員でない会計士は業務を行うことはできない。

業務遂行を怠った協会は、財務省の依頼あるいはその都市の検察庁の依頼に従って、その都市の裁判所によって3ヶ月以内に閉鎖される。しかし、裁判所は免責事項として閉鎖された協会の総合委員会の中から、あるいは協会連合が閉鎖された場合は協会連合の総合委員会の中から、5名を選出する。この5名は新しい協会あるいは協会連合の理事会の選出を担い、その後1ヶ月以内に新しい協会あるいは協会連合の理事会を決定する。新理事会が選任されるまでの間、この5名は理事会の代わりにすべての責任を負う。

この法律において、協会の各委員は各々の責任を果たさなければならない。財務省が定めたこの法律に関連するすべての責任を、各協会の委員は果たさなければならない。法律の条項および裁判所の決定に従わない場合には、上述のとおり協会が閉鎖され、その後、新規の協会が設立される。懲罰は解職条項を定めた法律によって決定される。

また緊急を要する場合、あるいは犯罪の危険性がある場合、財務省以外に警察庁も協会を閉鎖することができる。ただし警察庁は、協会の閉鎖を決定した後の24時間以内に裁判所に通達しなければならない。これに対し、48時間以内に裁判所から承認がない場合、警察庁の決断は無効となる。

第16条

(協会の収入)

協会の収入は、①入会費、②年会費、③寄付金および④その他の収入である。

第17条

(協会の各委員会)

協会の委員会は次のとおりである。

- a) 総合委員会
- b) 理事会
- c) 懲罰委員会
- d) 監査委員会

第18条

(協会総合委員会の構成)

総合委員会は、協会の最上部に位置する委員会である。この委員会は協会のすべての委員から構成される。

第19条

(協会総合委員会の役割)

総合委員会の役割は次のとおりである。

- a) 協会がその目的を達成するために必要な結論および措置を決定する。
- b) 協会の理事会・懲罰委員会・監査委員会の委員を選任する。協会連合のための代表者を選任する。
- c) 協会に必要な固定資産の購入、あるいは不要な固定資産の売却のための権利を理事会に付与する。
- d) 理事会により作成された提案を考察し、必要な結論を決定する。
- e) 会計士の遵守規定を決定するにあたり協会連合に提案する。
- f) 年次予算を決定する。
- g) 協会入会費および年会費を決定する。また、その徴収時期も決定する。
- h) 理事会の報告書を承認する。
- i) 法律に基づいて、その他の事項を決定し、役割を担う。

第20条

(協会総合委員会の会議)

総合委員会は毎年5月に協会長（理事長）の指導で会議を行う。それ以外にも、理事長、理事会あるいは監査委員会は、必要に応じて総合委員会を開催することができる。また、総合委員会の5分の1以上の賛同があれば、理事長は15日以内に総合委員会の会議を開催しなければならない。

会議開催の決定は、開催予定日の最低10日前に各委員に文書で通達される。

全会員の過半数の出席で会議は成立する。もし、規定の人数を満たさない場合は、理事会・懲罰委員会・監査委員会を合計した主たる委員数の倍数以上の参加で、新たに会議を招集することができる。定例会議あるいは臨時会議においては、会議の冒頭で議長、副議長を各1名、秘書官を2名選出する。

総合委員会の議長・副議長・秘書官は、理事長あるいは理事会・監査委員会の委員以外から選出する。これは公開選挙により決定する。

第21条

(協会理事会の構成)

理事会の会員は総合委員会の全会員の中から選任される。主たる5名を選出し、それ以外に従たる5名を選出する。選任された10名は2年間の任務を負う。理事会は、この10名の中から会長1名、副会長1名、秘書1名、その助手1名の合計4名を選任する。これは非公開選挙で決定する。選任された理事長は、同時に協会長となる。

もし、上記の理事会役員の中から辞任する者が現れた場合は、他の6名の中から1名を選任する(得票率の高い者から順に配属される)。

第22条

(選任されるための必要条件)

理事会の会員(主たる会員および従たる会員)は、最低5年間在職している会員の中から選ぶ。しかし、総合委員会の全委員数が100名未満である協会の場合、5年以下の在職であっても選任することができる。理事会の会員として同一人物を再度選任することができる。

選挙の結果として、候補者は集めた票数によって順位が決定され、上位5名が主たる会員となり、続く5名が従たる会員となる。もし複数の候補者が同数の票を集めた場合、その順位は抽選によって決められる。また、主たる会員が辞任した場合は、従たる会員の5名が得票数の順位に従ってその役職を移動する。

第23条

(協会理事会の業務)

協会における理事会の業務は次のとおりである。

- a) 協会の予算を作成し、総合委員会に提出する。
- b) 理事会の業務報告書を作成し、総合委員会に提出する。
- c) 協会に必要な固定資産の購入・売却に関して、理事長あるいはその他の者に権利を付与する。
- d) 法律上付与されたその他の業務を遂行する。

第24条

(協会における理事会の会議)

- a) 理事会は月に一度、会議を行う。しかし、理事長あるいは2名以上の理事会会員の要求があれば、臨時会議を行うことができる。
- b) 理事会の全会員の過半数の出席により、会議は成立する。
- c) 決定事項は、全会員の過半数の賛成をもって成立する。賛成・反対が同数となった場合、理事長が決定する。
- d) 理事会の会議での決定事項は、会長を含めて全員の署名によって成立する。
- e) 理事会の会議に関する通達は文書で行われる。会議に3回以上連続して欠席した場合（不在証明がある場合を除く）、会員を除名される。ただし、除名された会員は再度会員になるために、15日以内に協会連合に応募することができる。

第25条

(協会における懲罰委員会)

- a) 懲罰委員会は、協会の全会員数が50名未満である場合は3名で構成され、50名以上の場合は5名で構成される。
- b) 懲罰委員会の委員が3名である場合、他に1名を従たる委員として選出する。5名の場合は、他に3名を従たる委員として選出する。
- c) 懲罰委員会の委員の任期は2年間である。委員は任期満了後も再度委員になることができる。委員は1名を懲罰委員会の長として選任する。
- d) 会議の開催にあたっては、3名以上の委員の出席を必要とする。全委員の過半数の承認で決定事項が成立する。賛成・反対が同数の場合は、懲罰委員長が決定する。また、懲罰委員長が会議を欠席する場合、長期にわたり在職する会計士が代理を務めることができる。懲罰を受けた会員は、協会の懲罰委員会の決定に対して1ヶ月以内に協会連合に控訴することができる。

第26条

(協会懲罰委員会の役割)

理事会は、必要に応じて懲罰委員会に調査を依頼することができる。調査の結果、懲罰委員会がやむを得ないと認めた場合、懲罰を下すことができる。

第27条

(協会監査委員会)

監査委員会の委員は、総合委員会の全会員の中から3名が選ばれる。任期は2年間である。さらに、1名を従たる会員として選任する。理事会の会員あるいは懲罰委員

会の委員は、監査委員会の委員を兼任してはならない。監査委員会は最初の会議で、1名を監査委員会の会長として選出する。監査委員会は、協会の活動および財務諸表を監査し、それに関して総合委員会に提出するために報告書を作成する。

第三部 独立会計士・金融コンサルタントおよび 宣誓金融コンサルタント協会連合

第28条

(独立会計士・金融コンサルタントおよび宣誓金融コンサルタント協会連合)

独立会計士・金融コンサルタント協会および宣誓金融コンサルタント協会の全会員を代表し、「独立会計士・金融コンサルタントおよび宣誓金融コンサルタント協会連合」を設立する。この法律において協会連合とは、「独立会計士・金融コンサルタントおよび宣誓金融コンサルタント協会連合」を指す。

協会連合は、

- a) 法人的実体である公的な職業機関である。
- b) トルコの首都アンカラに中枢が置かれる。
- c) 設立目的以外の目的のもとに活動しない。
- d) その委員会の目的が遵守されない場合、第15条を適用される。

第29条

(協会連合の役割)

協会連合の役割は以下のとおりである。

- a) 職業会計士の発展のための活動を行う。
- b) 職業会計士の利得・職業会計士の倫理・規則を遵守する。
- c) 協会を代表して政府機関と連携する。
- d) 付随する問題に対して、協会相互間の問題を解決し、遵守事項を決定する。
- e) 本法に基づいて作成されなければならない規則を作成する。
- f) 国内あるいは国際的な他の協会・連盟等に参加し、国際貢献の役割を担う。
- g) 財務省が定めた指導および命令を実行する。
- h) その他の法律に基づいて定められた役割を果たし、政府機関へ報告書を作成し提出する。

第30条

(協会連合の収入)

協会連合の収入は、①一般収入、②協会連合の保有する固定資産、③免許発行費お

よび④寄付金などである。

第31条

(協会連合の各委員会)

協会連合の各委員会は次のとおりである。

- a) 総合委員会
- b) 理事会
- c) 懲罰委員会
- d) 監査委員会

第32条

(協会連合の総合委員会)

協会連合の総合委員会は、各協会の全会員の中から選出された代表者によって構成される。各協会は、協会連合のために全会員数の25分の1を主たる代表者として選任する。同時に、同じ数の従たる代表者も選出する。協会は総合委員会の会議において、2年間の任期で代表者を選出する。この場合、選出回数に制限はないので、再度選任することができる。

第33条

(協会連合総合委員会の役割)

総合委員会の役割は次のとおりである。

- a) 協会連合の理事会・懲罰委員会・監査委員会の委員を選ぶ。
- b) 理事会によって作成される報告書および規則を承認する。
- c) 各協会相互間の発展のために必要な活動を行う。
- d) 協会連合の予算を承認し、協会から配分される予算を決定する。
- e) 協会連合の資産の購入・売却のために理事会に許可を与える。
- f) 職業会計士の遵守する事項を決定する。
- g) 理事会の会員の中で職務を全うしない者を懲罰委員会に報告する。
- h) 法律に基づいて、その他の役割を果たす。

第34条

(協会連合総合委員会の会議)

協会連合の総合委員会は、毎年9月に協会連合の理事長の下で会議を開く。ただし、協会連合の理事長、理事会あるいは監査委員会は、必要に応じて臨時の会議を開くことができる。さらに、総合委員会の全会員の5分1以上の賛同が得られた場合、臨時

の会議を開くことができる。会議の通達は、開催予定日の最低20日前に新聞（毎日の売上部数が10万部以上であること）で公表され、同時に各代表者にも文書で通達される。また、会議が召集されなかった場合を考慮し、別日程での通達も行う。

全会員の過半数の出席で会議が成立する。ただし、第一回目の会議で過半数に満たない場合は、第二回目の会議では理事会、懲罰委員会、監査委員会の主たる委員を合計した数の2倍以上の出席人数が必要である。会議は、議題に基づいて行う。会員の5分の1以上の承認が得られた場合、他の議題に移って討議ができる。会議出席者の過半数の賛成で議案を承認することができる。

第35条

（協会連合理事会）

理事会の会員として、総合委員会の全会員の中から、主たる9名と従たる9名を選出する。任期は2年間である。理事会の会員のうち5名は宣誓金融コンサルタントでなければならない。ただし、宣誓金融コンサルタントが5名に満たない場合、独立会計士・金融コンサルタントで代替してもよい。理事会は、理事長1名、副会長1名、秘書官1名を選ぶ。理事長は宣誓金融コンサルタントでなければならない。

理事長は、自動的に協会連合長となる。もし、上記の9名の中から辞任する者が現れた場合、従たる9名のうち得票数の高い者から順次移動する。

第36条

（協会連合理事会の役割）

理事会の役割は次のとおりである。

- a) 総合委員会での決定事項を遵守する。
- b) 協会連合を代表し、政府機関と連携する。
- c) 協会連合の資産の購入・売却を行う。それに関して、理事長あるいはその他の者に権限を付与する。
- d) 予算を作成する。
- e) 各協会の入会費および年会費を財務省に提出し、承認を得る。
- f) 会計士の業務報酬の全額を決定し、財務省の承認を得る。
- g) 法律に基づいて、会計士試験を実施する。
- h) 会計士免許を発行する。
- i) 法律に基づいてその他の役割を果たす。

第37条

(協会連合理事会の会議)

理事会は必要に応じ、理事長あるいは2名以上の会員の申し出により、全会員の過半数が出席して会議を行う。決定事項は全会員の過半数の賛同により承認される。賛成・反対が同数の場合は、理事長が決定する。決定事項は、全員の署名によって成立する。理事長およびその他の会員は、自分に関する議題がある場合、その会議に参加できない。

会議の招集は、全会員に文書で通達される。3回以上連続して欠席した者は、会員から除名される（不在証明書がある場合を除く）。

第38条

(協会連合懲罰委員会)

懲罰委員会の委員は、総合委員会の会員の中から2年間の任期で選出される。主たる5名と従たる5名の合計10名が選出される。任期満了後も再度選出できる。主たる会員のうち少なくとも3名は、宣誓金融コンサルタントでなければならない。もし、宣誓金融コンサルタントが3名に満たない場合、独立会計士・金融コンサルタントで代替してもよい。委員の中から1名を懲罰委員長として、1名を副会長として選任する。

懲罰委員会の主な役割は、各協会の懲罰委員会の決定に関して控訴が生じた場合、それについて調査し、正誤を決定する。決定後に財務省に報告し、財務省は最終的な結論を決定する。

理事会の会員は、懲罰委員会の委員を兼任してはならない。

懲罰委員会は、全会員の過半数の出席で会議を開催し、過半数の賛成で決定事項を決めることができる。賛成・反対が同数の場合、懲罰委員長が決定する。

第39条

(協会連合監査委員会)

監査委員会は、総合委員会の全会員の中から2年間の任期として3名を選出する。1名は宣誓金融コンサルタント、2名は独立会計士・金融コンサルタントである。さらに、3名の従たる委員も選出する。宣誓金融コンサルタントがいない場合、独立会計士・金融コンサルタントで代替してもよい。

任期満了後、再度同じ委員を選出することができる。

理事会の会員および懲罰委員会の委員は、監査委員会の委員を兼任することができない。監査委員会は、協会連合の活動および財務諸表を監査し、それに関して総合委員会に報告する。監査委員会の委員は、理事会の会議に参加することができる。ただ

し、投票権は有さない。

第四部 その他の規定

第40条

(協会・協会連合の各委員会の選挙)

各協会および協会連合の選挙は非公開にて行う。

協会あるいは協会連合が委員会に関する選挙を行う場合、投票日の15日前までに関連する政府機関に通達する。候補者名簿、選挙のための会議の日程・場所・議題等を文書で政府機関と裁判所に通達する。裁判所は候補者名簿を承認した後、3日間掲示する。その間に異議が生じた場合、裁判所は再検討した最終版の名簿を2日間で作成する。

裁判所は、国家公務員あるいは候補者でないその他の協会・協会連合の会員から、選挙管理長1名と副管理長2名を選出する。同時に、従たる3名を選出する。選挙管理長が不在の場合は、年長者の会員がその役割を果たす。選挙を行う場合、上記の責任者は、報告書を作成して政府機関に送付する。

第41条

(協会・協会連合の監査)

協会および協会連合は財務省が監査を行う。

第42条

(海外における協会・協会連合の代表)

海外における国際的な活動に参加するためには、財務省の許可が必要である。

第43条

(職業会計士における守秘義務)

会計士および協会・協会連合の従事者は守秘義務の責任を負う。ただし、犯罪の恐れが生じた場合は、この限りではない。

第44条

(宣伝に関する事項)

宣伝は、協会連合によって付与された範囲内でのみ行うことができる。会計士は所持する会計士免許の範囲で業務を行い、その他の肩書きを使用することはできない。

第45条

(その他の禁止条項)

独立会計士、独立会計士・金融コンサルタントおよび宣誓金融コンサルタントは、職業会計士としては企業で働くことができない。同様に、職業会計士として商業活動を行うことはできない。会計事務所においてのみ、職務を全うしなければならない。しかし、裁判所における調査員、非営利企業の役員などは、この限りではない。

宣誓金融コンサルタントは、親族がつとめている企業の仕事を請け負うことを禁止されている。

第46条

(報酬)

会計士は、職務に対して定められている最低限の報酬を受けなければならない。各協会（独立会計士・金融コンサルタント協会と宣誓金融コンサルタント協会）の理事会は、毎年1月に会計士が受ける報酬リストを作成し、協会連合に送る。協会連合は報酬表を作成し財務省に送る。財務省は報酬表を変更する権利がある。財務省は報酬表を承認し、官報で発行する。

第47条

(職業会計士に関する犯罪)

職業会計士が犯罪を起こした場合、国家公務員と同じ法律に基づいて懲罰を受ける。

第48条

(協会・協会連合の懲罰委員会による懲罰)

職業会計士が遵守事項に違反した場合、懲罰委員会によって以下のような懲罰が下される。

- a) 注意（文書にて通達される）。
- b) 要注意（文書にて通達される）。
- c) 半年から1年の間の業務遂行停止。
- d) 宣誓金融コンサルタントの場合、「宣誓」の肩書きを取り消す。その者は、独立会計士・金融コンサルタントとなる。
- e) 職業会計士の免許の取り消し（恒久的に再交付されない）。

懲罰委員会は、法律不履行の会計士に書面で尋問し、懲罰を下す。

第49条

(懲罰)

犯罪の程度によって、罰金あるいは懲役に処する。

第50条

(本法に基づいて作成する規則)

本法に基づいて次のような規則が作成される。

- a) 職業独立会計士・金融コンサルタントおよび宣誓金融コンサルタントが業務を遂行するための規則
- b) 会計士試験において試験委員会の構成・試験の内容・試験の方法に関する規則、および業務研修に関する規則
- c) 宣誓金融コンサルタントの承認する権利に関する規則
- d) 会計士免許取得の際の、応募方法に関する規則
- e) 免許発行・取り消しに関する規則
- f) 各種の会計士に関する職歴ファイル(履歴書、懲罰内容などを記録したもの)の作成に関する規則
- g) 協会の年会費に関する規則
- h) 協会あるいは協会連合の固定資産の保有に関する規則
- i) 会計士が各企業のために作成する財務諸表の、作成および政府機関への提出する方法のための規則
- j) 懲罰に関する規則
- k) 協会・協会連合の従業員の雇用に関する規則
- l) 会計士の報酬に関する規則
- m) 本法を実行するためのその他の規則

第51条

(本法の施行)

本法は、官報で発行された日より施行する。

第52条

(本法の実行)

本法は内閣が実行する。